

## 監査結果報告書

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した、「社会福祉法人こぶしの会」の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度に関する理事の業務執行状況及び財産の状況について、監事監査を実施した結果は次のとおりです。

社会福祉法人こぶしの会  
理事長 藤田 勝春 様

令和3年5月20日

監事 金谷和弘 

監事 仁平明美 

|                |   |
|----------------|---|
| 決算監査<br>実施日時   | 令和3年5月20日(木)  |
| 実施した場所         | 社会福祉法人「こぶしの会」法人本部事務所  |
| 監査実施施設<br>及び内容 | 社会福祉法人こぶしの会の法人全体に対する業務・会計監査。  |
| 監査結果           | 経営及び運営についてはおおむね良好であり、法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。<br>その他指摘事項について改善を要する事項については担当者に指摘改善を求めた。 |
| 備考             | 理事会：令和2年5月24日<br>令和3年3月28日<br>評議員会：令和2年6月14日<br>栃木県監査立会：未実施（書面監査のため）                    |

## 会計監査

- 預金残高の確認  
銀行から入手した残高証明書及び通帳と財産目録の預金残高（積立資産含む）の整合性確認を実施し、残高は適正であることを確認しました。
- 事業未収入金、未収入金  
事業未収入金、未収入金の貸倒につき、貸倒処理ルールを設け徴収不能引当金を計上していることを確認しました。また、当年度において長期未収の債権につき貸倒処理を実施したことを確認しました。
- 社会福祉業務指導監査  
当年度において、栃木県による業務指導監査（書面）が実施されており、是正改善に対する改善及び今後の対応方針を確認しました。

## 業務監査

- 法令遵守の徹底  
当年度法令遵守に疑義が生じる事態は生じていませんが、今後も法令遵守の組織運営が実施できるよう、法令遵守ガイドラインに沿った運営を実施できるようにして下さい。

以上